

社会主義初級段階憲法への転換

——鄧小平理論と第三次改憲——

竹
花
光
範

- 一 序 説
- 二 第三次改憲の意義
- 三 脱・社会主義
- 四 人治から法治へ
- 五 結 語

一 序 説

中国では、一九九九年三月十五日、第九期全国人民代表大会（以後全人代と略称する）第二回会議において、現行憲法の第三次改憲案が採択された。表決数は、賛成二千八百十一票、反対・棄権四十五票であったという。

現行中華人民共和国憲法は、一九八二年十二月の第五期全人代第五回会議において採択されており、その内容は、

社会主義初級段階憲法への転換（竹花）

一言でいえば、鄧小平氏が押し進めようとした現代化路線⁽¹⁾の制度的保障を目指したものであった。

その意味で、同憲法は、「現代化憲法」ないし「鄧小平憲法」とでも呼ぶべき憲法であったといつてよい。

ただ、現代化路線の制度的保障といつても、憲法で規定しただけで路線が定着するものではない。若干の試行錯誤は不可欠であろうし、時代に制約された立法者が、特定の時代状況の下に確立された路線を、将来的な変化を充分見越して、それに適合すべく制度化すること自体、そもそも不可能だといつてよい。

K・レーヴェンシュタインも「全ての憲法は、いわばその制定時に存在する現状を統合するだけで、将来を見越すことはできない⁽²⁾」と述べているが、このことは、如何なる憲法——社会主義憲法——の下においても真理ではないかと思う。

いうまでもなく「将来を見越す」ことのできなかつた結果、予想外の現実が生じたとき、その現実と憲法を適合させるべく憲法の改正が行われるわけである。

現に、現行中国憲法も、八二年採択以来、今回の改正以前に、すでに八八年、九三年の二度部分的な改正が行われている。八八年の改正では、法律上個人経営者の地位がみとめられ、土地使用権の譲渡が許されることになった。

また、九三年の改正で、社会主義市場経済の導入が明記されたことは周知のごとくである⁽³⁾。ただ、これら二次の改憲は、いずれも現代化路線のさらなる前進のためのものであつて、鄧小平氏自身ある程度織り込みずみではなかつたかと思う。

それに対し、今回の第三次改憲の性格は前二者とはいささか異なっているように思われる。それは、単に現代化路線を押し進めるための技術的な改正というより、もう少し本質的なものであつて、むしろ従来採ってきた社会主

義市場経済体制そのものの変革という側面を有しているように思われてならない。

今回の改正では、「社会主義か資本主義か」を問わない「社会主義初級段階」が、今後「少なくとも百年以上続く」⁽⁴⁾との認識の下に、経営不振の国有企業に代わって経済を支えるようになった民間企業の位置づけを「社会主義市場経済の補完物」から「重要な構成要素」に格上げしている。また「多様な所有制、多様な分配方式の堅持」も明記しており、この改正内容がそのまま実現されていくなら、市場経済をコントロールしているはずの社会主義体制そのもののレーゾン・デールが問われざるを得ない状況が生じてこよう。⁽⁵⁾

今回の改正によって、「社会主義市場経済」は、はっきりと「市場経済」にウェイトをおいた体制に変革したといっても過言ではない。何故、そこまで「脱・社会主義」に傾斜するのか。「脱・社会主義」は、果して経済面だけにとどまり得るのか。「脱・社会主義」が持続的な経済発展を可能にするとしたら、再び「社会主義」にウェイトをおいた体制に逆戻りすることが可能なのか。以下において、第三次改憲のもつ意味と今後への影響について考えてみたい。

(1) 一九七八年十二月の中国共産党第十一期中央委員会第三回総会において樹立された路線であり、その根底にあるのは、「政権と社会主義制度を強固にしていくためには、主として国力の増強に依拠しなければならず、階級闘争に頼るものではない」との考え方である(姚孟軒「一九七七年以後の中共路線の変転」問題と研究第十一卷十一号、四頁)。こうした考え方に立って、「新しい歴史的時期における中国共産党の全般的な任務」は、「工業、農業、国防、科学・技術の現代化(四つの現代化)を逐次実現し、わが国を高度の文明と高度の民主をそなえた社会主義国に築きあげることである」(第十二回党大会における当時の胡耀邦総書記の報告)とされた。なお、「四つの現代化」については、すでに七八

年三月採択の憲法においてもうたわれていたが、同憲法の場合、基本的には第十一次党大会路線、すなわち華国鋒派（文革穏健派）と鄧小平派（アンチ文革派）との折衷路線に立つものであった。文革色の完全な払拭、現代化路線の徹底のために、七八年憲法が全面改正され、現行憲法が採択されたことはいうまでもない（拙著『中国憲法論序説』一一三頁以下参照）。

(2) K・レーヴェンシュタイン、阿部照哉訳『憲法改正と日本』一六頁。

(3) 九三年の改正では、中国的特色を有する社会主義建設の理論および、党の「一つの中心、二つの基本点」という基本路線を強調し、国家が社会主義市場経済を実行することを明記している。「一つの中心」とは「経済建設」のことであり、「二つの基本点」とは、「改革・開放」と「四つの基本原則（社会主義の道、人民民主主義独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想）」である。

(4) 一九九七年九月の第十五回党大会採択の党規約も次のように述べている。「わが国はいま、社会主義初級段階にある。これは経済、文化の立ち遅れた中国で社会主義近代化建設を進めるにあたって飛び越せない歴史的段階であり、百年の時間がかかる」と。『日刊中国通信』八一五九号参照。

(5) プロレタリア独裁、そして共産党の「一党独裁の目的が問われることになるのではないか。恐らく、天安門事件以降の一種の反動現象、とくに「党政分工（党と国家・政府の分離）」の有名無実化（党の指導の強調）は、そうした事態の招来を憂慮しての対抗措置と考えることができよう。因みに、第十五回党大会採択の党規約も「社会主義近代化建設の全過程において、四つの基本原則を堅持し、ブルジョワ自由化に反対しなければならない」と強調しているところである（日刊中国通信、八一五九号、四頁）。

二 第三次改憲の意義

第三次改憲案が採択された第九期全人代第二回会議の第三回本会議（九九年三月九日）において改憲案について説

明を行ったのは、田紀雲全人代常務委員会副委員長であった。⁽¹⁾ 田副委員長は、まず「一九八二年に採択された中華人民共和国憲法は素晴らしい憲法で、国の政治、経済、社会生活などの分野で重要な役割を果たしてきた」とし、ついで「改革・開放と社会主義現代化建設事業の発展に合わせて、八八年と九三年に憲法の一部の内容は改正された（傍点筆者）」と述べている。

その上で、さらに次のようにいう。「九七年に開催された第十五回党大会は、鄧小平理論の旗印を高く掲げ、わが国の改革と建設について新しい経験を総括し、中国的特色を持つ社会主義建設事業の世紀をまたぐ発展について全面的な手配を行った。党中央委員会は第十五回党大会の報告を踏まえ、憲法の一部内容を改正すべきだと提案した（傍点筆者）」と。

つまり、今次の改憲は、九七年の中国共産党第十五回全国代表大会（十五全大会）で決定された方針を憲法に盛り込むためのものであったということになるが、この田副委員長の説明は、「党の意思が先ず在りき」という、社会主義法制の特質を、はしなくも示しているといつてよい。⁽²⁾

「党の意思が先ず在りき」は、当然、改憲案の起草作業や、全人代への提案手続きの面にも表れてくる。党中央委員会は、李鵬全人代常務委員会委員長を組長とする憲法改正小組を設置し原案を作成、党中央政治局常務委員会の審査と中央政治局会議の採択を経て、九八年十二月五日、各省、直轄市、自治区の党委員会、各中央省庁、各中央省庁党組織（党委員会）、中央軍事委員会総政治部、各人民団体党組織、党中央委員、中央委員候補に配布し、意見を求めている。⁽³⁾ その後、十二月二十一日、党中央委員会が主催して「党外人士座談会」を開き、各民主党派と中華全国工商業連合会の責任者および無党派の代表に意見を求め、ついで、十二月二十二日と二十四日の両日、改正

小組が「法律専門家・経済専門家座談会」を開いて、専門家の意見を求めている。その上で、党中央委員会は、原案に若干の修正を加え、政治局常務委員会議と政治局会議の討議と採択を経て改正案を確立させている。確立された改正案は、九九年一月二十二日、全人代常務委員会に提出され、同常務委員会が、同案を三月九日、開催中（三月五日より）の第九期全人代第二回会議に提案したのであった。⁽⁴⁾

現行八二年憲法第六十四条一項は、憲法改正手続について「憲法の改正は、全国人民代表大会常務委員会または五分の一以上の全国人民代表大会代表がこれを提議し、全国人民代表大会が全代表の三分の二以上の多数で、これを可決する」と定めている。⁽⁵⁾ たしかに「五分の一以上の全人代表」とともに「全人代常務委員会」にも改正案の提案権があるのであるから、形式的には「憲法第六十四条の規定に照らして、憲法改正案を提出した」（田紀雲「改憲説明」）ことにはなるが、右の経緯からすれば、実質的には、党において改正案が作成され、党中央委員会が事実上の提案権を行使したといわざるを得ないようである。この点は、八八年と九三年の改正の場合にも同様であり、どうやら、八二年憲法採択当初の「党政分工（党と国家・政府の分離）」の原則は、少なくとも憲法改正の面では、もはや完全に建前と化したといっても過言ではない。⁽⁶⁾ 社会主義の下における市場経済体制を堅持し、事実上の一党独裁体制を維持するためには「党の指導」を確保することが絶対の条件⁽⁷⁾なわけであって、「党政分工」の有名無実化は、むしろ、当然のことと解すべきかもしれない。

ところで、今次改憲の最大のポイントは何であるのかといえば、それは、やはり、鄧小平理論をマルクス・レーニン主義、毛沢東思想と並ぶ国家の指導思想として序文に盛り込んだ点であろう。

従来の序文が「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の導きの下で」「社会主義の道を堅持し、改革・開放を堅持

し、たえず社会主義の諸制度を改善し、社会主義的民主を發展させ」としていたものを、改正によって「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論の導きの下で」「社会主義の道を堅持し、改革・開放を堅持し、たえず社会主義の諸制度を改善し、社会主義市場經濟を發展させ、社会主義的民主を發展させ」に変えている。

改正後の序文は、やはり、「鄧小平理論の導きの下で」「社会主義市場經濟を發展させ」に、ウェイトをおいて読むべきであろう。田紀雲常務副委員長の「憲法改正案についての説明」（以後「改憲説明」とする）も「この改正はわが国の社会主義現代化建設事業における鄧小平理論の指導的地位を明らかにするもので、全国人民の共通の認識と願いを反映したものだ。鄧小平理論は毛沢東思想を継承、發展させたもので、中国人民が改革・開放の中で社会主義現代化を勝利のうちに実現するための理論であり、中国におけるマルクス主義の新たな發展段階である（傍点筆者）」と明言している。⁽⁸⁾

これまでも鄧小平理論は、中国の改革・開放路線の理論的根拠であるとされてはきたが、それが、正式に「国家の指導思想」として憲法の序文に盛り込まれた意味は相当に重い。鄧理論を要約すれば、「中国は社会主義初級段階」にあるのだから、政策は「社会主義か資本主義か（姓社姓資）」を問わず、生産力の向上に有利かどうかで判断するというものである。もちろん、改正前の序文にも「我が国は社会主義初級段階にある。国家の根本的任務は、中国の特色ある社会主義を建設する理論に基づき、社会主義現代化建設を進めること」とあった。それが改正後は、「我が国は長期にわたり社会主義初級段階に置かれるであろう。国家の根本的任務は、中国の特色ある社会主義を建設する道に沿って、社会主義現代化建設を進めること」に変わっている。

「社会主義初級段階」とは、いうまでもなく、鄧理論における中国革命の發展段階に関する現状認識であるが、

改正によって、そのような段階に中国が「長期にわたり」「置かれるであろう」との認識が示されたことになる。しかも「長期」とは「少なくとも百年以上」だということであり、そうだとすれば、今回の改正によって、当面「共產主義＝私有財産の消滅」は目指さない旨を宣言したことにもなる。

もともと鄧理論は、「実事求是（実践こそが真理を検証する唯一の基準である）」を前提としており、「白（黄）ネコ黒ネコ」論（猫論）に象徴的に示されている如く、中国が抱える現代の最大の矛盾は、「人民の日ましに増大する物質・文化面の必要と立ちおくれた社会生産とのあいだの矛盾」（十二全大会綱領¹⁰）、すなわち、人民の要求に生産力が追いつかないことであり、この矛盾を解決するためには体制の変更も辞さない——鄧小平氏自身が自覚していたか否かは別として——との考え方に立っていた¹¹。すなわち、「ネズミを捕らえるネコ（生産力をアップし得るシステム）」が「よいネコ（望ましいシステム）」だというのであるから、生産力のアップに役立つなら資本主義的システムをも思い切つて導入し——それを「社会主義市場経済」であるとして合理化する——そのような段階が「長期にわたって」継続することを是認する——それを「長期にわたる社会主義初級段階」として合理化する——ことは、論理必然の結果といえないこともない。ただし、それは言葉の遊戯とまではいわないまでも、実態は、かぎりなく資本主義に近い「市場経済」ということになろうし、そのような体制が「長期にわたって」続くとすれば、ついには共産党の「一党独裁体制の基盤そのものを侵食することになりかねないようには思われる。マルクス主義の認識論に立つかぎり、「存在が意識を決定する」のであろうから、そうだとすれば、人々の意識はかぎりなく資本主義（自由民主主義）社会のそれに近づくことになるはずである。鄧理論の認識論とマルクス主義の認識論が異なっているとすれば、鄧理論を「マルクス主義の新たな発展段階」（田紀雲「改憲説明」）と規定することには無理が出てくる¹³。今回の改正は、こ

うした矛盾を内包したままに、時代におされた——逼迫した経済を改革する追い風とするための——不可避的な改正といった一面があることは否定できないようである。

ただ、矛盾を内包しているといっても、そもそもマルクス主義法学の観点に立つならば、「憲法はそれ自体目的ではなく一つの手段にすぎない」⁽¹⁴⁾のであり、それは、「変革の政治の用具の一つ」であって「革命的変革にとって有利な限り利用すべきもの」⁽¹⁵⁾ということになるから、認識論のちがいにまで遡る議論は本来無用だということになるのかもしれない。

(1) 『日刊中国通信』八五〇四号、八頁以下。

(2) 拙著『中国憲法論序説』一四六頁参照。

(3) 『日刊中国通信』八五〇四号、八頁。

(4) 同右、同号、同頁。

(5) 現行中華人民共和国憲法の条文については、前掲拙著、資料篇二六五頁以下参照。

(6) 前掲拙著、一五六頁参照。

(7) この点については、「開発独裁」の必要性のしからしむる所といった一面もある。「開発独裁」とは、政治的自由を押さえて経済発展を優先するという政治支配の一形態のことであるが、中国の場合も、こうした側面は否定できない。前掲拙著、一五七頁参照。

(8) 『日刊中国通信』八五〇四号、九頁。

「鄧理論」にウェイトをおくべきだとする理由の一つとして、鄧氏追悼大会（一九九七年二月二十五日）における江沢民主席の弔辞の一節が注目される。弔辞は、鄧氏を「中国社会主義改革・開放と近代化の総設計師、中国の特色を持つ社会主義建設理論の確立者」と呼び、「鄧小平同志が確立した中国の特色を持つ社会主義建設理論とこの理論の指導の

下に定められた党の基本路線は、われわれが順守しなければならない行動指針である」としていた（日刊中国通信八〇一七号、十一頁）。

- (9) 東方書店、北京外文出版社共同出版『鄧小平文選』二〇三頁以下参照。
- (10) 十五全大会採択の党規約も「現段階では、わが国社会の主要な矛盾は、人民の日増しに増大する物質・文化面の必要と立ち遅れた社会的生産との間の矛盾である」と明言している（日刊中国通信八一五九号、二頁）。
- (11) 前掲拙著、九四頁参照。
- (12) 解放軍文芸出版社編著『鄧小平伝』は、「猫論の誤伝と誤解」との見出しで、もともと四川省の諺に淵源する「黄猫であれ、黒猫であれ」が、いつの間にか（文革派によって）「白猫であれ、黒猫であれ」に変えられ、しかも「白猫と黒猫は社会主義路線と資本主義路線という根本的に対立する二種の政治概念」とされてしまったと述べている（二三五頁）。同書は、さらに、「猫論」は「社会主義であれ、資本主義であれ、生産力が発展さえすればよい主義だ」のように解釈され、「資本主義路線を施行した政治主張」かの如く言われる（二三五頁）が、「猫論自身は理論でもないし、哲学観点でもなく、立法論原則でもない」とし、「猫論」は「具体的な背景のもとで、具体的な問題に対して（社会主義内部の農村生産形式の選択問題を解決するため）提起されたものである」としている（二三七頁）。
- (13) R・ランドル・エドワーズ他著『中国の人権——その歴史と思想と現実と——』は、序文で、「中国のイデオロギーがどの程度まで社会主義なのか、また中国の制度や価値がどういう点で社会主義なのかを測定するのは、決して容易ではない」とし、「イデオロギーはなお流動的で、それが社会主義や伝統的中国のいき方やプラグマティズムに対してどの程度コミットしているか、すべて不明確」としているが、示唆的な指摘ではないかと思う。
- (14) 上海人民出版社『プロレタリア階級独裁のために』一六頁。
- (15) 浅井敦「中国の文化大革命と法」（一九六九年『比較法研究』所収）一五三頁。

三 脱・社会主義

第三次改憲は、結局、事実上の共産党一党独裁という政治システムは残しつつも、経済面において実態に即した形で「脱・社会主義」への傾斜をいっそう強める内容だといってよい。

すでに一九九七年の第十五回中国共産党全国代表大会（十五全大会）で、鄧小平理論を指導思想として党規約に明記する⁽¹⁾とともに、所有制の多様化や非公有制経済（民間企業）の保護強化が打ち出されていたが、今回の改正によって、それらとの整合性が図られたことになる。

改正によって、経営不振の国有企業に代わって経済を支えるようになった民間企業の位置づけが、「社会主義公有制の補完物」から「社会主義市場経済の重要な構成部分」（第十一条）に格上げされ、「多様な所有制、多様な分配方式の堅持」（第六条）も明記されることになり、民間企業の保護強化と国有企業の民営化が促されることになった。

田紀雲常務副委員長の「改憲説明」も「この改正は、わが国の社会主義市場経済における個人経済や私営経済などの非公有制経済の地位と役割を一段と明確にするもので、個人経済や私営経済などの非公有制経済の健全な発展に役立つ⁽²⁾」とし、「社会主義初級段階の基本的な経済制度と分配制度を憲法の中で明確に規定することは……社会生産力をさらに解放・発展させることに有益である⁽³⁾」との見解を示している。

いうまでもなく、社会主義革命の目的——そしてまた中国革命の目的——は「生活手段の私的所有の否定」のはずだが、改革・開放の進展とともに、国有企業の多くが不振となり、民間や外資といった非公有制部門が比重を増し、すでに八八年の改正で私営経済は「社会主義公有制経済の補完物」として公認され、さらに「国家は私営経済

の権利と利益を保護する」とまで規定（第十一条）されるにいたつていた。

もちろん、こうした流れに対し、党内には、社会主義色が薄まることに危機感を抱く保守派——「国有制こそ社会主義」として現行路線に反発するグループ——の勢力も根強く存在しており、十五全大会採択の党規約に合せ、九八年の全人代において憲法の改正を行うという当初の予定が、そうした勢力の抵抗によって九九年にずれ込んだともいわれる。

また、今回の改正でも、民間企業が強く求めていた「私有財産の神聖不可侵」規定は、ついに盛り込まれなかったし、当然といえば当然であるが、「中国の社会主義経済制度の基礎は、生産手段の社会主義的公有制、および集団所有制である」（第六条）とされている点は、改正前と変わっていない。

ただ、これら改正時期のずれ込みや「公有制を主体とする」との規定を残したことは、保守派と改革派の微妙なバランスの上に立ってきた江沢民主席の権威づけを狙ったという一面もあるようである。すなわち、毛沢東、鄧小平に続く指導者として歴史に名を刻むためには、「イデオロギー面の貢献が不可欠」なことはいうまでもない。単なる鄧小平氏に指名された後継者というのではなく、鄧小平理論を自ら主体的に現実に適合させることによる「社会主義初級段階」が「長期にわたり」続く——少なくとも来世紀の半ばまで続く——との認識を示し、その段階を支える憲法を自らのイニシアティブの下で確立しようとの意図があったことは想像に固くない⁽⁴⁾。そして、そのためには拙速は厳につつしまなければならぬし、保守派にも一定の配慮を示す必要があったということである。

ところで、民間企業は、毛沢東時代（とくに「四人組」時代）「資本主義のしっぽ」のらく印を押され、ほぼ消滅し、

改革・開放後も憲法上の明確な保護規定がなく、経営者は、政府の介入や財産没収の可能性を恐れて投資意欲をそがれてきた。民間企業は、現在、従業員八人以上の「私営企業」が百万社以上、七人以下の「個人経営」は三千万社近く、外資が二十三万社あり、従業員数は総計七千万人以上にのぼるとい⁽⁵⁾。とくに「私営企業」はサービス業を中心に雇用者数の多い大規模な企業が増えており、九八年度にレイオフされ再就職した約六百万人のうち約半数は非公有制経済が吸収したといわれる⁽⁶⁾。

既述のように、今回の改正で、私有経済に関する第十一条の定めは、「個人経営、私営企業などの非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である。国家は個人経営、私営企業の合法的な権利と利益を保護する。国家は個人経営、私営企業に対し誘導、監督、管理を行う」に変わっている。相変わらず「国家は個人経営、私営企業に対し誘導、監督、管理を行う」とはあり、保守派の動向いかんによっては「誘導、監督、管理」にも影響が及ばないとは限らないが、とにかく従業員八人以上の私営企業を個人経営とともに「社会主義市場経済の重要な構成部分」とし、その「合法的な権利と利益を保護する」ことを明記した点は画期的だといってよい。

なお、今回の改正で「脱・社会主義」への傾斜をうかがわせる点としては、その他、第八条一項に「農村集団経済組織は家族請負経営を基礎に、統一と分散を結合した二重経営体制を執行する」との規定が追加されたことも挙げておきたい。田紀雲常務副委員長は、この点について、「統一と分散を結合した二重経営体制」とは「集団統一経営と家族請負経営を結合した経営体制を執行することで、家族請負経営は二重経営体制の基礎である、(傍点筆者)」と述べている⁽⁷⁾。いずれにしても、これによって、農村経済も事実上の個人経営に大きくシフトすることはまちがいない。これらの改正点が文字通り行われていけば——規範と現実が一致することになるなら——民間企業の発展が

加速され、立ち遅れていた農村経済も息を吹き返し、経済体制改革に弾みがつくであろうことは十分に予想される
ところである。

あるいは、今回の改正によって、経済面においては、最早「脱・社会主義」へのルビコンを渡ったといっても過言ではないかもしれない。⁽⁸⁾

ただ、そのような状況が現実には、憲法の遵守が大前提であることはいうまでもない。立憲主義が徹底されずして経済改革もないといつてよかろう。この点については、中国国内でも多くの識者が指摘しているところであり、現代中国を代表する憲法学者の一人である王叔文教授も、九三年の改正に関連して、「経済、政治情勢の絶え間ない変化と発展に伴い、適時に憲法に対しそれに応じた改正を行い、新しい情勢の必要性に適応させる必要がある。さもなければ改革や建設事業の発展にとって不利である」とし、ついで次のように述べている。「ひとりひとりが憲法を学習し、憲法を理解し、厳格に憲法の規定に基づいて物事を理解することを実行するよう心掛けなければならぬ」と。⁽⁹⁾

憲法は「階級の力関係の集中的表現」⁽¹⁰⁾にすぎないとする伝統的なマルクス主義の憲法観でもっぱら解釈と運用が行われ、憲法が建前化するようでは、改革も「脱・社会主義」も画餅に帰しかねないということであろう。

(1) 十五全大会採択の党規約は次のように述べている。「鄧小平理論はマルクス・レーニン主義の基本原則を現代中国の
実践および時代の特徴と結びつけた産物であり、毛沢東思想の新たな歴史的条件的もとで継承、発展させたものであり、
中国におけるマルクス主義発展の新たな段階であり……わが国の社会主義近代化事業を絶えず前進するよう導いてい
る。」と。

『日刊中国通信』八一五九号参照。

(2) 『日刊中国通信』八五〇四号、一〇頁。

(3) 同右、同号、九頁。

(4) イデオロギー面における「貢献」を意識した江沢民主席の発言として、九九年三月十二日の党中央委員会による中央人口・資源・環境工作座談会における「持続可能な発展についての談話」が注目される。同談話において、同主席は、「中国経済と社会の持続可能な発展を促進するには、経済の成長を継続するほか、人口の増加を抑制し、自然資源を保護し、良好な生態環境を維持しなければならない。これは中国の国情と長期発展戦略目標に基づいて確定した基本的な国策である」と指摘しているが、これを受けて朱鎔基首相は、この談話の「学習・貫徹・実行」について具体的な指示を行ったという。

『日刊中国通信』八五〇八号、一頁以下参照。

(5) 朝日新聞、九九年三月九日朝刊。

(6) 同右、九九年三月一〇日朝刊。

(7) 『日刊中国通信』八五〇四号、九頁。

(8) 思想面、政治面における「脱・社会主義」に厳しい歯止めが課されていることはいままでもない。九三年の改正で「社会主義の道」をはじめ「四つの基本原則」が憲法に明記されているし、鄧小平氏も、かつて「中国で四つの現代化を実現するには思想面、政治面で四つの基本原則（社会主義の道、プロレタリアート独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想）を堅持しなければならない。これは、四つの現代化実現の根本的な前提である」と強調していた（東方書店『鄧小平文選』二三四頁）。

(9) 王叔文「九三年憲法改正の基本精神」（王叔文他編著『現代中国憲法論』所収）八七頁以下。

(10) 中央政法幹部学校国家法教研室編著『中華人民共和国憲法講義』三頁。

四 人治から法治へ

今回の改正では、「人治から法治へ」の転換を強調する文言が追加された点も注目される。すなわち、第五条に一項を加え、第一項として「中華人民共和国は法に基づいて国を治め、社会主義の法治国家を建設する」が加わったのである。

「法治政治」が「民主政治」の基本原理の一つであることは言うまでもない。ただ、そこでいう「法治」という場合の法は、主権者たる国民の意思の具現としての法であり、「法治」とは、そのような法に、一般国民（被治者）も権力を行使する側（治者）も共に遵うということであつて、その目的が人権の保障にあることは言うまでもない。今回中国憲法に盛り込まれた「法に基づいて国を治める」や「法治国家を建設する」なる文言が、果してそのようなことを意味しているのかといえ、必ずしもそういうことではなさそうである。むしろ、それは、「効率的な統治を実現するための法治」であり、従つてまた、その「法」なるものは、もちろん治者の意思——党の意思——ということのものである。田紀雲常務副委員長の「改憲説明」も、「法に基づいて国を治めることは、中国共産党が人民を指導し国を治める基本方略であり、国を長期的に安定させるための重要な保障である⁽¹⁾」としている。

そもそも「人民民主主義独裁⁽²⁾」と称し、事実上の共産党一党独裁体制を採り続けるかぎり——政治システムとしての社会主義を維持するかぎり——法はあくまで「党の意思」でなくてはならないし、論理必然的に法を創る「党の意思」は法に優越するということにもなる。そして、当然の結果として、「党の意思（しかも最新の党の意思）」こそが実質的には「国家の最高法規」に他ならないというわけであり、憲法でさえ、「党の意思」に対しては下位規範

ということになる。⁽³⁾

社会主義国における憲法の「軽さ」はしばしば指摘されるところだが、この点は今日の中国においても基本的に変らない。八二年憲法採択当初は「党政分工（党と国家・政府の分離）」が強調され、憲法の規範性を重視する姿勢もみられたが、その後天安門事件を契機に、ある種の反動がおこっているように見うけられる。⁽⁴⁾ 建前上、憲法は「国家の最高法規である」⁽⁵⁾とされながら、実際は党の決定の追隨にすぎないのである。すでに述べた如く、今回の改憲自体、九七年の十五全大会で採択された党規約との整合性を図ったものである。また、今回の改正で、第二十八条の「反革命活動を鎮圧し」が「国家の安全を脅かす犯罪活動を鎮圧し」に変更されているが、これも、九七年三月の第八期全人代第五回会議で改正された現行刑法につじつまを合せたものといつてよい。⁽⁶⁾

憲法より下位の法規であるはずの刑法が先に改正され、二年も経過してから後追いつる形で憲法の規定が改められているわけである。この間改正刑法は違憲ではなかったであろうか。たしかに憲法の定めを反しているという意味では「違憲」であろうが、「党の意思」こそが実質的な最高法規だとすれば、これも十分に説明がつく現象ということになるのであろう。

田紀雲常務副委員長の「改憲説明」は、なんのちゅうちよもなく「九七年に改正された『中華人民共和国刑法』は『反革命罪』を『国家の安全を脅かす罪』に改めている。このため、憲法第二十八条の『反革命活動』を『国家の安全を脅かす犯罪活動』に改めることは完全に必要なことである」と断じている。⁽⁷⁾ この田副委員長の言は、西欧民主主義の認識する「法治国家」においては通用し得ないところであるが、「社会主義法治国家を建設する」（改正第五条）上においては当然の論理ということなのであろう。

このように中国の目指す「法治国家」が、あくまでも「社会主義法治国家」であることについては留意しておくなくてはならない。

ところで、今回の改正で、「法によって国を治める」ことを憲法に盛り込まざるをえなかった理由は一体何であろうか。それは、**経済改革**——主として**国有企業改革**——を軌道にのせることと、**改革・開放の進展**とともに**輸出**するようになった**不正行為**を防止することにあつたといつてよいようである。田副委員長も「法に基づいて国を治めることは……**経済体制改革と経済建設を促進することに重要な意義を持っている**」⁽⁸⁾と説明している。

国有企業の所有形態である「全人民所有」という考え方が、自分と他人のものとの区別をあいまいにし、またマネー経済になじみがないため、債務への意識も希薄だといわれ、「返し渋り」が中国全土で起きているという。その典型が「三角債」と呼ばれる企業間の債務不履行であり、納入業者、生産者、販売先の間で起きている返済の滞りだということである。この「三角債」の解消は、朱鎔基首相の就任時のいわば公約であり、同首相はいわゆる司法処理による三角債の解消を考えていたといわれる。しかし、現実には、中央政府の「法律・判決を遵守せよ」との指令も地方には行き渡っておらず、債務者の所在地で訴訟を起せば、勝訴の可能性は低いという。そして、たとえ勝訴したとしても執行官が債務者と通じていて債権回収が事実上不可能な場合も多く、「法治」の徹底なくしては**経済改革もない**といつてよいようである。⁽⁹⁾

一方、**職権濫用や官職の売買**といった不正行為（**腐敗問題**）も相当に深刻だと伝えられる。第九期全人代第二回会議（九九年三月）で代表たちが提出した議案のうち約六〇%が立法にかかわる具体的な提案であつたが、とくに**腐敗防止**を目的とした立法案が目立っていた。政府も「**腐敗打倒**」に力を入れる姿勢を打ち出しているが、地方の不満

が議案提出という形で表れてきたものとみられている。

議案は三十人以上の代表か、各行政区の代表団の総意として提出されたものであり、総数は七百五十九件で、うち二百二十九件が専門委員会に付託されたという。今後、専門委員会で検討が行われ必要と判断されれば——事實上党が判断することはいうまでもない——立法化が進められることになる。

とくに注目されたのが、一号議案として、上海市代表の張仲礼氏らによる反腐败法の成立を求めるものであった。議案は現行刑法（各則第八章第三八二条以下）にある横領や贈収賄（横領贈賄罪）だけでなく、職権の濫用や官職売買などについて厳格な罰則を科すことを内容とするものであった。張代表によれば、「腐敗はすでに毒として国家の体に入っている。専門の法律を作り、腐敗打倒を進めなければならない⁽¹⁰⁾」というのである。

他にも、贈り物登記法、収入申告法など腐敗にかかわる立法を求める議案が続出し、その他、手抜き工事の防止を求める提案や、改革・開放によって広がる都市と農村の生活レベルの格差是正を求める提案等があったということがある。「法によって国を治める」という「法」の中に、腐敗防止のための諸立法が含意されていたことは想像に固くない⁽¹¹⁾。

ただ、「人治」を排し「法治」を実現するといっても、人々の意識がそう簡単に変るとも思えず、また、「法治」の目的が、人権保障——権力の恣意的な行使の抑制——ではなくして「効率的な支配」であるとするなら、面従腹背をきめ込む者も少なくないように思われる。

「遵法」の意義が理解されずして——遵法精神がなくなると——いかに立法を行っても、所詮そのような法は法としての拘束力もち得ない一種の「たてまえ」に終わってしまう。やはり、焦点は、立法の中味とともに、いかに「遵

法」を徹底できるかであろう。江沢民主席も、第九期全人代第二回会議の際の解放軍代表団会議において、「よるべき法を作り、法があればそれにより、法執行は必ず厳格にし、違法は必ず追及するようにすべきである」とし、「規範化された強制の方式である法制は、わが党の治軍の優れた伝統を発揚し、治軍の成功の経験を定着させるための強力な保障になり得る」と述べている。⁽¹²⁾ さらに、同主席は、「法によって軍を治めるようにするには、まず全軍の各級指導幹部の法によって事を運ぶ能力を高める必要がある」ともいうのである。⁽¹³⁾ 「法によって事を運ぶ能力」の前提に、「遵法」があることはいうまでもない。「法執行は必ず厳格にし、違法は必ず追及する」ことは当然だとして、いかに人々から自発的な遵法精神を引き出すことができるのか、そこに「法治」の成否がかかっているといってもよい。

なお、この点に関連して気になるのは、中国政府が九九年七月（二十二日）に行った気功集団「法輪功」の非合法化である。当局者は「今回の措置はいわゆる人権や宗教の自由とは何の関係もない」とし、「大多数の法輪功参加者は健康のために参加した被害者だ。彼らに真相を説明し、教育する。社会秩序を破壊したごく少数の犯罪分子は法によって処罰する」と述べているが、⁽¹⁴⁾ こうした論理が果して通用するのか。少なくとも国際社会は「人権抑圧」「宗教弾圧」と受けとめるであろうし、改革・開放によって国際社会と無縁であり得なくなった中国社会においても、⁽¹⁵⁾ 少からざる人々がそうした受けとめ方をするのではないかと思う。権力の都合で「違法」とされたり、「犯罪分子」として断罪されるということでは、自発的な「遵法」を期待しても無理がある。コロンビア大学中国研究センター所長の R・ランドル・エドワーズ教授のいうように「今日の中国の指導者は過去の皇帝的および官僚的統治者と同じく、権利は国家の一方的な決定による条件や廃止に服従されうる恩恵的下賜のかたちで国家に由来すると考えて

いる⁽¹⁶⁾」とするならば、好むと好まざるとにかかわらず、「法治」は形骸化し、事実上の「人治」が継続されることにならざるを得ないようにも思われるのである。

ニューヨーク・タイムズの九九年七月二十八日付の「社説」は次のように述べている。「政府に対する抗議行動に参加した人々は、国際的に認められている結社、表現の権利を行使しただけなのだ。それによって彼らが罰せられるべきではないし、イデオロギー教育に追いやられるべきではない。中国は、イデオロギーの監視や教化という過去の方法への逆戻りによっては、自ら望む近代的な未来に到達することはできない（傍点筆者）」と。示唆的な指摘ではないかと思う。

(1) 『日刊中国通信』八五〇四号、九頁。

(2) 現行八二年憲法では、従来の「プロレタリア階級独裁」が「人民民主主義独裁」に変わったが、同憲法を採択した第五期全人代第三回会議における当時の彭真憲法改正委員会副主任の「改憲報告」によれば、「人民民主主義独裁」は「実質的にはプロレタリア独裁である」という。同改憲報告は、さらに「プロレタリア独裁は国によって異なった形態をとってよい。人民民主主義独裁は、中国共産党が人民を指導してつくり出した、わが国の実情と革命的伝統にふさわしい一形態である」としていた。

(3) J・タウスター『ソ同盟における政治権力』第二章「憲法概念」参照。

(4) 拙著『中国憲法論序説』一五六頁参照。

(5) 現行中国憲法も「前文」の中で、はっきりと、「この憲法は、中国の各民族人民の奪闘の成果を法の形式で確認したものである。これは国家の根本法であり、最高の法的効力をもつ」と述べている。

(6) 一九七九年七月の第五期全人代第二回会議で採択された旧刑法の全面改正によって現行刑法は成立している。構成

は、総則五章、各則十章、全体で四五二カ条に及ぶ膨大なものであるが、各則の第一章が「国家安全を危害する罪（第一〇二条）第一一三条」であり、冒頭の第一〇二条は次のように定めている。「外国と通謀して、中華人民共和国の主権、領土保全および安全に危害を加えるものは、無期懲役または十年以上の有期懲役に処する」と。なお、総則の第一章が「刑法の任務、基本原則および適用範囲」であり、冒頭の第一条は「本法は犯罪を処罰し、人民を保護するため、憲法に基づいて、我が国における犯罪に対処してきた具体的経験および実際状況を踏まえて制定する」と定めている。「憲法に基づいて……制定する」といつているのであるが、いうまでもなく今回の改正までは、その「憲法」の定めと刑法の定めが矛盾していたということである。中国刑法典については、全理其訳『中華人民共和国刑法』（早稲田経営出版）参照。

(7) 『日刊中国通信』八五〇四号、一〇頁。

(8) 同右、同号、九頁。

(9) 司法手続を通じて対審的やり方で争議を解決することの困難性について、R・ランドル・エドワーズ教授は次のように指摘している。「中国において正式に法廷で争うことは、つねに不体裁であり、社会の調和を分裂させると見なされ……裁判官や弁護士の欠如、そして党による調和と安定の強調により、隣組（居民委員会）と裁判官による調停や、警察と上級行政官による超司法的裁定が新たに重視されることとなった」と。同教授によれば、「ほとんどの場合、争議はグループ間の『友好的協議』や行政機関による調停や斡旋をとおして解決される」のだという。R・ランドル・エドワーズ他著『中国の人権——その歴史と思想と現実と——』六五頁参照。

(10) 朝日新聞、九九年三月十六日朝刊。

(11) 「法に基づいて国を治める」との一項を憲法に追加したことについては、その他、解放軍をして、あくまで「党の軍隊」たらしめておくことと、軍の近代化を軌道にのせたいとする意向もあつたのではないかと思われる。第九期全人代第二回会議解放軍代表団の全体会議における江沢民主席の演説は、そのことを伺わせる。同主席は次のように述べている。「法によって軍を治める方針を一層自覚的に貫き、国防・軍隊の整備事業を法制の軌道に乗せ、よるべき法を作り、

法があればそれにより、法執行は必ず厳格にし、違法は必ず追及するようにすべきである。法によって軍を治め、国防整備と武装力整備に関する党の主張を、法定手続きを経て国家の意思にまで高め、党の指導と法治主義を統一する目的は、軍に対する党の絶対的指導を制度面、法律面から保証し、人民軍隊の性格を維持し、軍隊の近代化を推進することにある」と。

『日刊中国通信』八五〇七号、二頁参照。

(12) 『日刊中国通信』八五〇七号、三頁。

(13) 同右、同号、同頁。

(14) 中国外務省章啓月副報道局長の発言（朝日新聞、九九年、七月二十三日朝刊）。

(15) アンドリュウ・J・ネイサン教授も、「文革の経験をとおして中国人民のすべて——とくに指導者——は、個人を恣意的処罰から保護するためには法的および制度的仕組みを確立することの重要性を改めて評価するにいたっている」と述べている（R・ランドル・エドワーズ他著『中国の人権——その歴史と思想と現実と——』二一七頁）。

(16) R・ランドル・エドワーズ他著、前掲書、六三頁。

エドワーズ教授は、「個人の権利は、それ自身が目的として見なされているのではなく、より広い、社会的かつ政治的な目標の達成のための道具と見なされている」とも述べている（同書、六二頁）。

五 結 語

以上、第三次改憲の意義、内容、問題点についてみてきたが、今回の改正によって、ともかくも、来世紀の中頃まで続くとされる「社会主義初級段階」に対応するための諸規定が憲法典の中に盛り込まれたことだけは確かなようである。

その意味で、八二年憲法採択当初、理念として導入された「鄧小平理論」が、その後の現実の変化に適應し得べ

く調整されたことによつて、憲法自体、単なる「現代化憲法」から、改革・開放の現実に適合し得る「社会主義初級段階憲法」へと、その性格を転換させたともみることができよう。

ただ、憲法規範と憲法現実が常に一致するとは限らないし、現実には、規範の予測をはるかにこえた方向に動くことになるかもしれない。とくに、江沢民主席の主導する「三講」運動の推移如何によつては、規範と現実のギャップが拡大し、再度の改憲が必要となることも考えられる。現に「三講」教育が徹底されるにつれて実務が滞るようになってきたという。教育の対象となつてゐる政府機関や国有企業の幹部が昼間、一斉に缶詰めになるため、朱鎔基首相の進める国有企業、金融制度、行政機構の三大改革も時間的に制約を受け、進めにくくなつてゐる。共産党員の思想を改造し、資質を高め、同時に江沢主席の権威を拡大させることが狙いだといわれるが、政治活動優先が経済改革を犠牲にする事態になつてゐるというのである。

三講とは、「学習、政治、正しい気風を重んじる」という意味で、九九年四月から中央政府の大臣クラス、地方の省長クラスなど幹部に対し、自分の欠点や認識不足を発表する自己批判演説と作文提出を命じ、周りから「建設的」批判を加える活動を進めてきている（一種の「整風運動」であり、江沢民体制の基盤を確立するための運動とみることができる）。

三年をメドにしている朱首相の三大改革は、九九年が二年目の正念場であるが、建国五十周年（九九年十月一日）を平穩に迎えたいとする江沢主席から「安定がすべてに優先する（安定第一）」とクギをさされ、失業者の増加を伴う企業改革の速度を落さざるを得なくなつていたところに、さらに三講が加わつて改革全体が停滞気味である。

今中国で必要とされるものは、企業の経営管理や金融機関の不良債権償却といった実務的な処理能力であると考

えるインテリの間では、「三講とは、大ボラ（大話）、空論（空話）、うそ（仮話）を言うこと」といわれている。また、一般市民も、「住居（房子）、愛人（女子）、お金（票子）を重視すること」と皮肉っているという。

「三講」に象徴される政治の優先は、「脱・社会主義」へ傾斜せざるを得ない程に逼迫している経済に対し悪い影響を与えることになりかねないし、安定の優先が改革を停滞させ、「党政分工」の有名無実化、「法治」の形骸化を招来することになるかもしれない。改革と安定をどのようにバランスさせるのか。規範としての「社会主義初級段階憲法」の命運はその一点にかかっているといてもよいであろう。

（平成十一年九月十五日脱稿）